

令和4年関川村議会6月（第7回）定例会議会議録（第1号）

○議事日程

令和4年6月9日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議会運営委員長報告
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 一般質問
 - 第 5 報告第 6号 公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況報告について
 - 第 6 議案第48号 関川村村営特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
 - 第 7 議案第49号 村上市との定住自立圏形成協定の変更締結について
 - 第 8 議案第50号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第3号）
 - 第 9 議案第51号 令和4年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 第10 議案第52号 令和4年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議会運営委員長報告
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 一般質問
 - 第 5 報告第 6号 公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況報告について
 - 第 6 議案第48号 関川村村営特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
 - 第 7 議案第49号 村上市との定住自立圏形成協定の変更締結について
 - 第 8 議案第50号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第3号）
 - 第 9 議案第51号 令和4年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 第10 議案第52号 令和4年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）
-

○出席議員（10名）

1番	渡	邊	秀	雄	君	2番	近	壽	太	郎	君
3番	鈴	木	紀	夫	君	4番	伊	藤	敏	哉	君
5番	小	澤		仁	君	6番	加	藤	和	泰	君

7番	高橋正之君	8番	平田広君
9番	伝信男君	10番	菅原修君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村長	加藤弘君
副村長	角幸治君
教育長	佐藤修一君
総務課長	野本誠君
地域政策課長	大島祐治君
住民税務課長	荒木好子君
健康福祉課長	渡邊浩一君
農林課長	富樫吉栄君
建設課長	河内信幸君
教育課長	渡邊隆久君
健康福祉課参事	佐藤恵子君
診療所事務長	須貝博子君

○事務局職員出席者

事務局長	熊谷吉則
副主幹	小池由美子

午前10時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和4年関川村議会6月（第7回）定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、鈴木紀夫さん、4番、伊藤敏哉さんを指名します。

日程第2、議会運営委員長報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から本定例会議の会議日程（案）について報告をお願いします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（小澤 仁君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取扱い等について申し上げます。

去る5月27日、令和4年6月（第7回）定例会議の運営について、役場第1会議室において、委員及び議会事務局職員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、諸般の報告、一般質問を行い、その後、各議案の上程を行います。終了後、常任委員会を開催し、陳情の審査を行います。

10日と13日から15日までは、議案調整及び委員長の事務整理日とします。

16日木曜日は、午後3時30分から本会議を開催し、常任委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は当日審議をし、即決とします。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。

報告第6号の報告案件は、単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑を行い、報告を終わります。

す。

議案第48号は、条例の一部改正案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第49号は、村上市との定住自立圏形成協定の変更締結案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第50号から議案第52号は、令和4年度一般会計、介護保険事業特別会計、簡易水道事業会計の補正予算案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は5月24日正午で締め切り、5名の方が本定例会議において質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおりです。総務厚生常任委員会において審査をお願いします。

以上で報告を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は、議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表（案）のとおり決定しました。

日程第3、諸般の報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年4月分の例月出納検査結果の報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

本定例会議までに受理した陳情等は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から、定例会議開会に当たり挨拶の申出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

議員の皆様におかれましては、大変ご多用のところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

ございます。

田植も終わり、まさに緑一色となりました。昨日、おとといの雨もやみまして爽やかな季節となりました。この後は梅雨の季節に入ります。災害を心配しなければならない時期となりました。気象状況を確認しながら、万一に備えて、気を引締めて対応してまいりたいと思います。

さて、介護保険料の賦課誤りがございましたので、概要と対応につきまして、まずご報告を申し上げます。

介護保険法では、2年を経過した日以後については賦課決定ができないと規定されているところですが、平成30年度から令和2年度に追加徴収及び還付を行った介護保険料につきましては、この2年を2年度と誤り、賦課決定ができない期間においても保険料の変更を行っていた事実が判明したものでございます。確認しましたところ、3年間で過大徴収したものは3名、合計8万1,900円、過大還付した方は1名で2万2,700円でした。本来、法で規定する2年を経過しているため、改めて賦課決定を行うことができませんが、村の誤りに起因するものでありますので、過大に徴収した方へは、本日ご提案いたします補正予算で対応させていただくこととし、速やかに還付の処理を行いたいと考えているところでございます。村民の皆様の信頼を損ね、ご迷惑をおかけをいたしました。深くおわびを申し上げますとともに、今後こうした事案が発生しないよう気を引き締めてまいりたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染についてでございます。

なかなか、まだ収束までには至りませんが、重症化リスクはほとんどない状況でもあり、マスクの着用の在り方についても、少しずつ緩和をされる動きが出ているところであります。村民の皆様には、場面場面に応じたマスクの着用や感染防止対策に、引き続き心がけていただきたいと思います。村内のワクチン接種につきましては、これまで順調に接種が進んでまいりまして、今後は、高齢者と基礎疾患のある方を対象にした4回目の接種を7月15日から開始いたします。これまでの要望を勘案いたしまして、接種場所や日時の割当て方式から村民個々による予約方式に変更することといたします。順次、接種券を郵送いたしますので、希望される接種場所や日時を各自で予約をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、本定例会議に提案いたしますのは、村が出資している法人の経営状況報告1件、条例の改正案件1件、定住自立圏協定の変更案件1件、補正予算案3件、以上6件でございます。追って上程の際に詳細に説明申し上げますので、慎重審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で村長の挨拶を終わります。

日程第4、一般質問

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は5名です。発言を許可します。

初めに、5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。皆さんご承知のとおり、この6月定例会議から、新しい試みとして議会モニター制度がスタートいたしました。本日も10名の方が傍聴席にいらっしゃいます。議会モニターさんを前にして、いささか緊張しております。お聞き苦しい点がございましたら、ご容赦願いたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

私の今回の質問は、2点用意させていただいております。

まず1つ目、脱炭素社会への取組。3月定例会議での私の一般質問において、脱炭素社会への取組内容を伺いました。2月に国の脱炭素先行地域の計画提案に村として応募しておりますとの答弁をいただいておりますが、その結果と今後の脱炭素への取組をお伺いします。

2つ目としまして、骨髄バンクドナー助成制度といたしましてお伺いします。白血病をはじめとする血液疾患の治療のため造血細胞移植を必要とする患者さんがおられます。ご家族の中にドナーが見つからず、日本骨髄バンクへ移植を希望する患者さんとして登録している患者さんは約3,000人以上いらっしゃいます。1人でも多くの患者さんを救うためには、登録ドナー約49万人の中から選ばれたドナーさんが、休暇取得など提供しやすい社会環境を整えることも大切です。そのため、地方自治体では「ドナー助成制度」を導入し、患者さんを救うために尽力していただいております。これは、全国骨髄バンク推進協議会より発信されている骨髄バンクドナー助成制度の説明を引用させていただきました。現在、新潟県内において30の市町村がございます。そのうち既に21市町村が骨髄バンクドナー助成制度を導入しています。2022年4月15日現在でございますが、当村において、骨髄バンクドナー助成制度を導入する考えはあるかどうかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 小澤議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず初めに、3月議会で説明させていただきました道の駅周辺エリアでの脱炭素先行地域づくり計画については、国の審査の結果、残念ながらこのたびの採択はかないませんでした。審査を行いました脱炭素先行地域評価委員会からは、山村地域である村の中心部の公共施設等を対象として、電力のレジリエンス強化の観点から太陽光発電蓄電池を設置するとともに、マイクログリッドの導入を目指すことは評価いただいたものの、需要家となる村民の皆様との合意形成や東北電力との系統連系など、今後検討、調整が必要な部分が多くあることから、早期に具体的な検討を進めることを期待する、というご意見をいただいたところでございます。

今後の取組についてでございますが、不採択ではあったものの、計画内容については評価をいただいておりますことから、検討、調整が必要な部分について早期に具体化し、村民の皆様、関係企業との合意形成を進めながら、次の8月26日を公募期限としております第2回の先行地域募集へ応募を目指しているところでございます。

次に、骨髄バンクドナー助成制度でございますが、村ではこれまでホームページをはじめ、ポスターやパンフレットなどによる普及啓発、骨髄バンクドナー登録会開催への協力など、ドナー登録者を増やす取組を努めてまいったところでございます。ご質問の、骨髄バンクドナー助成制度を導入しております県内の市町村では、個人に対する助成、あるいは事業所に対する助成など、それぞれ市町村で助成内容が異なるようであります。村としましては、村民のさらなるドナー登録を促しつつ、骨髄提供時の経済的負担の軽減を図るため、今後、他の市町村の助成制度を参考にしながら、村の助成制度の創設について検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） それでは、1つずつ再質問をさせていただきたいと思っております。

2月の先行地域、残念ながら不採択になったという報告をいただきました。8月26日の2次の応募、私の中ではすごく期待をしているところではあります。今ほど村長のほうから報告がありました懸念材料となる、検討してほしいと言われた住民との合意形成、それから東北電力、電力会社との接続の課題。合意形成の部分において、やはり脱炭素の計画というのが、なかなか住民にまで浸透していったいないというのが、すごく私個人としても感じるころではあります。まず住民との合意の前の、住民への周知、この辺についてどんなふうにお考えですか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） 今ほどの小澤議員のご質問にお答えします。

まず、地域の合意形成でございますが、6月2日に地球温暖化対策会議ということで、既に議論の場をスタートさせていただきました。ここには、区長さんをはじめとして関係される発電事業を行っている皆さんであったり、経済団体である商工会の皆さんだったりが入っているということで、まずは議論を重ねた中で、今後につきましては、やはり地域の皆様への説明が必要と考えておりますので、地域のほうに足を運ぶような形で、ご理解をいただけるような議論の場を設けていきたいと考えております。しかしながら、8月26日の非常に早い段階での2回目の応募になりますので、どのような形で座談会を設けられるかというのを現在検討させていただいております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 今ほどの政策課長からの答弁のとおり、コロナ禍において、なかなか人が集まるのが難しい状況がずっと続いてきたわけですが、会議冒頭の村長のご挨拶にもありましたように、少しずつ変化してきている中で、やはり座談会等、住民と膝詰めでのセッションも必要

であろうかとは思いますが、やはり何らかの形、今まで、村行政当局が住民に向けて発信する材料としては広報せきかわですとか、村のホームページ等を使ってやられていたんですけども、なかなか伝播力といいますか、伝わりがタイムリーでなかったり、なかなか見る人が少なかったりという中で、新たな情報戦略というのも考えていかなきゃならないんじゃないかなというふうに考えるんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） 新たな情報の出し方という部分につきましては、ホームページは、どちらかという村が情報発信して取りに来てもらうという形になりますので、こちらから何らかの形、また情報を受け取ってもらえるような形で情報の発信に努めたいと考えております。今現状、ちょっと脱炭素という話じゃないんですが、様々な情報につきましては、SNS等を通じて皆様に情報を発信させていただいておるところです。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 情報発信という部分においては、我々議会も今どのように議会活動を住民に周知していただくかという課題をもとにやっているところではありますので、そういった部分も議会として行政と一緒にあって、住民の皆さんに周知、告知という手段を考えながら進めていきたいなと思っておりますので、この脱炭素の取組というのが、本当に村にとっては大きなチャンスなんだろうなというのを、私も研究すれば研究するほど思っているところではありますので、我々議会としてできることは何かあるのかというのを重ねていって、行く行くは特別委員会の立ち上げ等々という準備も必要になるのかなというふうに考えております。

それでもう一つ、電力との接続の関係。こちら、7年、8年くらい前でしょうか。村がバイオマス計画を立ち上げ検討していたときにも、やはり電力との接続というネックがあったというふうに記憶しているんですが、その辺について、今現在分かる情報等ありましたらお聞かせいただけますか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） 東北電力とのネットワークの接続の関係でございますが、現在、岩船の変電所の方では高圧の連系はできないと。低圧の連系、50キロ未満の連系はできるという形になっております。村といたしましては、メガソーラーといった大きなものをするのではなくて、今ある資源を活用しながら、小さい発電等々も視野に入れてやっておりますので、中心となりますのは低圧での接続を念頭に置いてございますし、必要であれば自営線での接続という形も検討させていただいておるところです。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 脱炭素社会に向けての計画については、随時、私の方としても研修、勉強さ

せていただきながら、またここについて掘り下げて、追跡をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、2番の骨髄バンクドナー助成制度についてですが、村長答弁の中で、本当にありがたい前向きな回答をいただいたというふうに私は捉えました。村長、これ、次年度あたりに制度として計画いただけるというふうに捉えてよろしかったでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 私も今、お話いただきまして状況を調べましたら、結構、随分進んでいるところもありますし、県内の町村からするとそう多くはないんですけども、ドナーをいかに増やすかと、また、協力していただいた方にどうやって行政として支援していくかというのは大変大事なことです。来年度に向けて検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 気持ちいいぐらい明確な答弁をいただきました。先ほど、県内30市町村ある中で、21市町村もう既に制度化していますよという話をさせていただいたんですが、県内でも近隣の村上市、胎内市はもちろん、町村でいいますと刈羽村、弥彦村、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、この辺がもう既に制度として取り入れているわけですので、例えばこのドナー助成制度を村として制度化したとして、ドナーが急激にそれほど集まるかというのは、なかなか難しいところではあると思います。身体的に、やはり私も適合検査を受けた方に聞いたら、大分痛い、身体的な苦痛も伴いますし、あとリスクもあるんですよ。適合検査をやって、適合検査だから全然大丈夫ですよというふうにドクターの方は言われなそう。やはり、何割かの確率でリスクを覚悟でという説明があるそう。なかなかこの制度を設けたところで、そんなに広がるかというのは考えにくいと思うんですが、やはり、こういった困っている人がいるところに、じゃあ私もそれをやりますよというのを、自治体としてそういったところでは助成させていただくという姿勢を出すというのは、本当に大事なことじゃないかなと思いますので、制度化に向けて強く期待をしております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木です。

私からは、地元荒川についての質問です。

清流に埋もれた資源についてです。関川村を東西に縦断する清流荒川。かつては、国土交通省の水質検査で3年連続日本一になったことがあります。鮎も多く生息し、新潟県の鮎釣りといえば三面川と並び荒川も有名で、全国から鮎釣り行も多く、釣りメーカーなどの大きな大会も数多く開催され、そのにぎわいは夏の風物詩でもありました。しかし、近年では鮎の数も激減し、これに比例し

釣り客も減少。釣り関係者や旅館業なども痛手となりました。

鮎の減少の大きな要因としては、カワウの捕食被害と、鮎の餌となる岩苔に粒子の細かい泥が付着したため、餌不足になっていると考えられます。カワウ1羽の1日の捕食量は500グラムで、小型の遡上鮎ですと150尾捕食するそうです。カワウ駆除は猟友会の協力にて対応し、ある程度効果があるように思いますが一掃はできていない状況です。泥の付着については、原因は確定していないものの、上流のダムではないかと考えられています。

全国でも有名な河川での鮎釣りによる経済波及効果は12億円で、うち地元へは約6割の7億円以上と試算されており、大変魅力ある観光資源ではないでしょうか。また、清流での対策はSDGsにも通じるものがあり「住んでよし、訪れてよし！」の持続可能な村づくりの一躍を担うものと考えます。この村の資源ともいえる漁場の復活について、村長の見解をお伺いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

議員からご発言がありましたとおり、関川村の豊かな自然を育む荒川清流、そして、そこに住む鮎などの川魚は村にとって大切な魅力ある資源であります。かつてのように釣り客でにぎわう関川村が復活できないかという思いは、私は就任当初から強い思いを持っており、有識者にも相談をさせていただいておりますけれども、昔のような河川環境を復活させるというのは、なかなか難しい状況にあるのかなと思っています。議員からご指摘のありました上流部に位置する治水や発電などを目的としたダムと河川の泥、泥状のものとの因果関係については必ずしも明確ではありませんけれども、魚が住みにくくなっているのはその要因の一つであるかなと思いますが、様々な要因があるかなと考えています。

村ではこれまで、荒川漁協が行っております稚鮎等の放流事業に対しまして、助成金を出していますほか、平成9年度からは多額の費用をかけて下水道事業に取り組み、河川への環境負荷軽減にも努めてまいりました。また、河川水を採水しまして水質汚濁の状況についても注意を払っております。

一方、大石ダムを管理いたします羽越河川国道事務所では、洪水期に備えて行うダムの水位を低下させる作業を兼ねて、鮎やカジカ等の魚類の生息環境の改善を図ることを目的に、放流する取組を5月の下旬に年1回実施をさせていただいております。

今後、村としましては稚鮎放流事業への補助、下水道への加入促進など、まずは村としてできることを継続しますとともに、漁協などの関係団体からの話を伺い、どんな取組が一体有効なのかということは、今後も引き続き研究をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、再質問の方よろしくお願ひいたします。

今、大石ダムの方の放流というふうなことでしたが、荒川の上流にもダムがありますが、それについての水質、また魚に対する環境を整えるといった意味で、荒川の上流のダムへの働きかけというのはしていく予定はありますか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

荒川上流のダムについては、発電を目的としているダムでございますので、大石ダムのような治水のダムとは目的が違っております。そのため、それが可能なのかは確認しながら何かできることがあるのか、お話をさせていただきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） そういったダムに沈殿しているたまった泥、これが原因じゃないかというふうにも言われているものですから、その泥を上げるような施策についても話し合っていたきたいなというふうに思っております。また、水質も年々ちょっとは落ちたということでしたけれども、下水の事業等で水質はまた横ばいになってきているのではないかなというふうに私も思っているんですけれども、今、清流荒川とネットで検索しますと福島市に流れている荒川、これが水質ナンバーワンだそうです。新潟県の荒川ではなくて福島県の荒川がきれいだと言われて、非常に残念なんですけれども、やはり水質、今後も対応していただきまして、やっていただきたいなと思います。

あとカワウについてですけれども、やはり、カワウも大体荒川で年間100匹前後、猟友会のほうで駆除しているそうですが、なかなかこれも駆除できずにいます。これを何とか駆除するような方法、漁協または猟友会任せではなくて村として、何か対策というのは考えておられますでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） カワウの駆除でございますけれども、河川と住宅地が近いようなところも多々ありまして、なかなか駆除に苦慮しているということは聞いております。今後も、漁協さんをはじめ猟友会の皆さんと協力しながら、効果的に駆除ができるような方法についてはお話をさせていただきますと思っています。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 今、全国でも有名な鮎釣りの河川といいますと、福井県ですと九頭竜川、富山県ですと神通川、栃木県は那珂川、岐阜県ですと長良川とあって、非常に有名な河川が必ず県に1つはあるような形です。当関川村の荒川も新潟県では三面川に次ぐ鮎の有名な川だったそうです。かつては、今は非常に釣れなくなってきていると。その有名な河川の鮎の漁獲量確保のために取り組んでいる事業というのは、稚鮎の放流だそうです。多いところでは200万尾、少ないところでも100万尾を放流しているそうです。関川村の荒川におきましては現在15万尾の放流で、ちょっと足りていないのかなというふうにも思っております。今、漁協さんのほうで鮎の稚魚を養殖して、自ら

放すような事業もやっておりますし、今現在、村にあるカジカ養殖場、あそこの2槽のプールを使って鮎の養殖を試みているそうです。全部で7つの水槽がありますけれども、今2槽使っていますので、残りを使えるようにするためには改修工事が必要だというふうなことをお聞きしました。この改修工事、もしすれば年間で5万尾を養殖することが可能だそうです。村としてこれを使わないのはもったいないので、逆に、ただ取って置いておくだけでも年間25万円の維持費がかかるわけですから、こういったものを改修して漁協さんにお貸しして、まあ、あげてもいいと思うんですよ。漁協さんにそれを養殖でやってもらって川の稚鮎の量を増やしていく、こういった考えはございますか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 私、今漁協からそういう要望があるとは聞いていないんですけれども、要は稚鮎を増やせば鮎がどんどん増えるのか、よく分からない部分もあって、稚鮎をどんどん増やしても、河川の水質が、温度が低いとかいうことで成長しないというような話もありますからね。ただどんどん増やせばいいという問題じゃないのかなと。やっぱり、河川環境をしっかりと整えるということが一番大事なかなと思ってはいるんですが、漁協さんが、その鮎の事業についてどんなお気持ちがあるのか、その辺もよく聞きながら、どんな対応ができるかというのはこれから考えていきたいかなと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 大変前向きな回答ありがとうございました。そうなんですよね。実際、稚鮎を放流しても餌となる水苔といいましようか、藍藻とか珪藻という石についた藻を餌にしているわけですが、これがきちっとないと、稚鮎も餌がなければ死んでしまいますよね。ですから、放流と泥の付着というのも一緒に並行で取り組まなければならないのかなというふうに思っております。

20年前、鮎釣りの宿泊客というものを調べてきたんですけれども、私の地元の民宿ですと年間で300名くらいいたそうです。これ実宿泊数ですので、連泊されたとか長期で泊まれたというのも計算に入れると大体600人以上、温泉旅館、これ結構泊まる旅館だと思うんですけれども、月に300人鮎釣り客が来たそうです。それだけでも、鮎釣り客だけで500万円以上、1つの旅館で500万円以上の利益があるということですので、これがもうだんだん少なくなって、今10人、20人とか多いときで30人くらいというような状況になっているそうです。それでも毎年、鮎の釣行はどうですかというような電話が入るそうです。そのとき、いや駄目ですよと言ったらやっぱり三面川に行っちゃうと。やっぱりもったいないなと思ひまして、これをまた鮎を増やせるような施策も取ってもらひまして、地元で経済効果をもたらしてほしい、そんなふうに考えております。

ただ、釣り人口も減ってきているんじゃないかという話もありますけれども、昨年、鮎釣り、た

った1か月です。去年の秋、鮭の釣りのために来て泊まれた方700名いるそうです。そのうちの半数350名くらいは高瀬温泉に泊まったそうです。ですから、まだまだ鮭でこのくらいあるんですから、鮎だったらもっと人口まだまだあるわけですから、ぜひともこういった取組でやってもらいたいなというふうに思っております。

また、村でも観光資源発掘ということで、民間企業より人材を登用されておりますけれども、新しく発掘するのではなくて、もともとあるこういったものを復活されるような施策にも、どんどん取り組んでいただきたいなと思います。また、SDGsというような世の中でございますので、荒川における持続可能な漁業システムの確立のために、今後も、村長のご回答いただいたように、相談があれば幾らでも窓口として開けていますよというような対応で進めてもらいたいなというふうにお願ひしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 4番、伊藤敏哉でございます。よろしくお願ひします。

男女格差解消に取り組む、男女が共に活躍できる村づくりと題して、質問をさせていただきます。

村の人口は予想を上回るスピードで減少しております。特に平成23年からの10年間で20代、30代の女性が500人から320人へ4割近い減少となっており、村全体の減少率の2倍となっております。若い世代の女性の転出が多いのは、様々な要因があると考えられますが、中でもジェンダーギャップと言われる男女の格差が厳然とあり、女性が活躍しづらい、または居場所がない、そういった村の社会環境によるところが大きいと考えます。

ここで、村長にお伺ひします。村で生活する上で男女の格差にはどのようなものがあるのかや、少子化対策や若い世代の女性の転出を抑えるための施策を検討するには、女性の視点が欠かせないと考えております。女性も男性と同様に意思決定の場に参加できる環境をつくるのが急務であり、そのための仕組みづくりを早急にかつ着実に進める必要があると考えますが、村行政の範囲で取組が可能と思われる施策についてお伺ひいたします。

また、教育長にお伺ひします。村にとって、少子化が進む中、いかに若者が村に残るか、また戻ってくるかが大きな課題となっております。次代を担う青少年のふるさとを愛し誇りに思う心の醸成が急務となっているわけですが、男女が共に活躍できる生き生きとした村の存在が、ふるさとを愛し誇りに思うことにつながると考えます。男女共同参画教育について、学校の教育現場での取組の現状をお伺ひします。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘の若年層の女性の転出につきましては、全国の地方圏におきまして同様の傾向が生じており、私も深刻な問題だと受け止めております。まず、村行政の現状についてお話をしますと、

当村の役場の職員の女性比率はおよそ45%です。また、令和3年度の市町村における男女平等社会の形成に関する施策の推進状況という調査があったわけですが、その調査結果で、管理職の女性比率は県の平均で見ますと12.9%、それに対しまして、村は27.3%と県の平均を大きく上回っております。また、各種審議会等の委員に占める女性委員の割合についてでございますが、当村では20.8%で、県平均の27.6%と比較しますと若干見劣りをしますが、町村平均の19.6%は超えているという状況です。一方で、集落あるいは地域の会議等の参加につきましては依然として男性が多く、また女性の村議会議員がいらっしゃらないというのも大変残念なことであります。

村としましては、総合振興審議会に男女それぞれに参画していただけるよう、割り当てる形で各コミュニティーに委員の選出をお願いしたり、令和2年度には女性を対象とした未来ミーティングを開催するなど、女性が意見を発することのできる場づくりに取り組んでまいりました。こうした中から、子育て世代からの要望、例えば、通学定期券の補助対象者の大学等への拡大であったり道の駅の大型遊具の設置など、そういったものが実施をされたわけでございます。議員ご指摘のとおり少子化対策はもちろんのこと、活力ある村づくりの推進には女性の視点が欠かせませんので、村の施策推進に当たっては女性の参画と意見の反映に留意しつつ、開かれた村政運営に引き続き努めてまいりたいと考えています。あわせて、それぞれの地域、集落におきましても様々な取組に女性や若者の参画を促していきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 伊藤議員のご質問にお答えします。

伊藤議員ご指摘のとおり、村が持続可能な社会であるためには、次代を担う青少年のふるさとを愛し誇りに思う心の醸成が急務であり、男女が共に活躍できる生き生きとした村の存在と、学校教育における男女共同参画教育が極めて大切であると受け止めています。学校においては、学習指導要領に基づいて、児童生徒の発達段階に応じ、教科や学校行事等の学校教育全体を通して、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性について指導しております。具体的には、小学校では、家庭科と道徳及び学級活動において、家庭生活と仕事、友情、信頼、よりよい人間関係の形成で男女の協力、異性についての理解、互いのよさを見つけ違いを尊重し合うこと等について学習しています。中学校では、社会科の公民分野で個人の尊厳と両性の本質的平等、技術家庭科の家族家庭生活で互いの立場や役割を理解し協力すること、道徳、学級活動では異性についての理解や共に協力し尊重し合うことを学んでいます。小中学校の保健授業では、男女が互いの身体的特徴や性について理解を深め、尊重する意識を育んでいます。また、技術家庭科や保健体育など、どの教科も男女共修で授業を行い、運動会、文化祭等でも、学年、全校種目など男女が協力して取り組んでおり、近年では応援団長や生徒会長なども男女問わず立候補しています。児童生徒名簿も男女混合となっております。

教育委員会といたしましては、今後も、次代を担う青少年に対する男女共同参画教育を通じ、男女が共に活躍できる村づくりに努めてまいります。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） それでは、再質問をさせていただきます。

再質問に入ります前に、男女共同参画に関するデータを少しご紹介させていただいてから、再質問に入らせていただきます。

まず、皆様マスコミ等で見聞されておるかと思えますけれども、世界の男女平等ランキングというのが世界経済フォーラムというところから毎年発表されております。一番新しい2021年版のジェンダーギャップ指数というのが、先般、3月末に公表されたところでございます。これによりまずと対象は世界153か国で、ジェンダー格差が少ない、いわゆる平等が進んでいる1位から5位までは、北欧を中心にアイスランド、フィンランド、ノルウェー、ニュージーランド、スウェーデンが1位から5位まででございます。我が日本は残念ながら120位という位置でございます。Gセブン先進7か国の中では、もちろん断トツの最下位でございますし、また、隣国韓国は102位、中国は107位ということで日本よりもそれらの国々が上回っているということでございます。日本のランキングの特徴といたしましては、幾つか項目があつて、その優劣で最終的な判断が決まるわけなんですけど、日本の評価は、読み書き能力、初等教育、これ小学校ですね。それから、出生率の分野、これらの分野では、男女間に不平等は見られないということで世界第1位のランクとなっておりますが、一方、中等教育、これは中学校・高校、それから高等教育、これは大学・大学院、それから一般社会の関係では労働所得、あるいは政治家、経営管理職、大学の教授ですとか専門職、それから国会議員の数、これらの分野ではいずれも100位以下ということで低い数字になっておりまして、先ほど申し上げました1位の分野と低い分野が合わせて153の国のうち120位になっているという特徴がございます。特に、社会のリーダーシップを発揮すべき政治経済の分野、あるいは専門家、大学教授とかそういうところの分野、いわゆるダイバーシティというんですか、その部分での多様性が非常に著しく低い評価を受けているということでございます。

これが世界の中に占める日本の状況でございますし、もう一つご紹介させていただきたいのは、令和2年度に県が行いました男女平等社会づくり県民意識調査というところからご紹介をさせていただきます。男女の地位の平等感についてということで7つの項目でアンケートを取ったものでございます。このうち、一番私たちに身近な4つの項目をまずご紹介させていただきます。

まず1つ目は、家庭の中では男女どのように男女平等を感じているかということでございますが、まず、女性に聞いた数字でございます。家庭の中で女性に聞いた中では、男性のほうが優遇されていると感じている女性が51.1%、平等であると答えた女性は22%、女性のほうが優遇されているというのは僅かでございますが3.3%という結果でございます。それから、同じ質問で家庭の中でという

ことで男性に聞いた数字は、男性のほうが優遇されていると感じている方は31.4%、男性に聞いた平等であると感じている方は39.2%、女性のほうが優遇されていると答えたのは7.6%ということでございます。この家庭の中でということをも男女トータルしましても、男性のほうが優遇されていると答えているのが42%に上りまして、平等であるというのはその半分20.2%というような結果でございます。

それから次の項目ですが、社会慣習、いわゆる世間のしきたりといいますか、そういうところに男女がどのような感じ方をしているかという項目ですが、社会慣習については、女性は、男性のほうが優遇されているよとっていらっしゃるのが68.6%、非常に高くなっております。また、社会慣習については平等ですよと答えた女性は7.8%でございます。それから、同じ質問です。社会慣習について男性はどう感じているか。これは男性も高くて、男性のほうが優遇されていると感じている方が57.6%、平等だと思っているのが18.2%という数字でございました。以上が社会慣習についての結果でございますし、もう2つご紹介させていただきます。

地域社会の中でということではどうかと。いわゆる集落ですとかコミュニティがこれに当たると思いますが、こういう地域社会の中ではどのように男女が感じられているか。女性の結果としましては、地域社会で男性のほうが優遇されていると思っていられるのは45.8%、平等であるというのは18.5%でございます。同じ質問で男性はどう感じているか。地域社会の中で男性のほうが優遇されていると思っていられるのは35.7%、平等であると思っていられるのは31.4%ということでございます。

最後に、先ほど教育長からご答弁いただきましたが、学校教育の場ではどうなっているかというのもアンケートが出ております。学校教育の場で男性が優遇されていると思っていられる女性は少ないです、14.2%。平等だと感じている女性が49.9%、女性のほうが優遇されていると思っていられるのは僅か1.4%でございます。同じ質問を男性にしてありますが、男性も低くて、教育現場で男性のほうが優遇されていると思っていられるのは8.7%、平等であると感じているのは66.8%という数字になってございます。教育現場では非常に、教育長からのご説明もありましたけれども、男女平等という教育、それから職員の間での取組等も進んでいることが伺えるかと思えます。

以上、世界における日本の位置づけと新潟県における男女平等社会づくりの県民意識調査についてご紹介をさせていただきました。

ここで再質問に入らせていただきますが、これも事例をもとに質問させていただきます。

私ども議員は「地方議会人」という月刊誌を毎月研修の意味で購読をしておりますが、その中の記事から引用させていただきます。地方議会人の5月号で兵庫県小野市というところの事例が載っております。この小野市は兵庫県の南部に位置しまして、人口5万人の自治体でございます。議員が全員で16名ですが、そのうち7名の女性議員が占めていると。4割強が女性の議員であるとい

うことでございます。小野市では今まで、やはり男女共同参画についての取組の先進地としまして3つの主なことに取り組んでいらっしゃいました。1つ目は男女共同参画推進条例の制定、2つ目は女性議会の模擬開催、3つ目は女性リーダーの育成講座というようなこと。このほかにもたくさん取り組まれているんですが、主にこの3つが成果を上げられたということで載っておりました。その記事の中に、住民の生活のありようを決定する自治会の場に区長ないし役員として女性がいるか、あるいはいないかは将来大きな違いを生むとの考えから、自治会役員女性参画推進補助金制度というものを創設いたしました。これは、いわゆる自治会三役、私の集落に例えますと区長、副区長、会計ですかね。これは集落によって違うと思いますが、これらの三役に女性が入った場合に補助金を交付しますよという制度でございまして、残念ながら、どのぐらいの金額かとかそういう詳細については触れられておりませんでした。やはり当初、区長さんはじめ三役に女性を据えるということに対して、当初は住民の抵抗もあったようでございます。しかしながら、人口減少が進み高齢者が増え、区長さんを同じ人が何回も引き受けなければならないというような状況になってまいりまして、意思決定の場へ女性が立つことへのハードルが徐々に下がっていったというような環境もございましたんですが、その制度を実行した結果、女性が区長となって支障が出たかということに対しましては、答えは逆でしたと。男性とは違った視点で物事を捉えて自治会運営に当たってくれたとか、地域の活動に新しい成果が現れてきたですとか、女性を起用してよかったというような評価があったと聞いております。そのほかにもいろいろ評価はあったんでしょうけれども、女性の評価、女性が区長になったことに対して総じて高評価であったというような記事が載っておりました。

先ほど県民の意識調査のところ、女性が非常に社会慣習ですとか地域社会に対して男性優遇と感じている数値が高いというふうに説明させていただきましたが、これらのことが、やはり今も関川村に生活される女性の中には感じるところが多いのかなと思っております。

ここで村長にお伺いしたいんですが、この兵庫県小野市のような取組が本村で取組可能かどうか、今初めてご紹介した内容ですので明確な可否というのは結構ですが、こういう事例に対しての見解をお伺いできればと思います。お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今ほど、いろいろな事例ご紹介いただきましてありがとうございました。

今私が述べましたように、例えば役場の職員の事例だとかそういうところからすれば、もうほとんど男女同じぐらいになっています。そして、この前小学校の運動会に行きましたら、大体私の古い頭だと応援団長というのは男だと思ったら、両方とも赤も白も女性でした。ということは、もう子供たちにはほとんどそういう意識が、こうあるべきだ、女はこうだ、男はこうだという意識があまりなくなってきているのかなと。家庭の話をする、多分私の女房は男優先だと言うと思いま

すけれども、息子たち見ていると、私のうちに来て皿洗いしているときは夫婦一緒に皿洗いしているんですよ。時代が年と共に変わっていくんだなと思いましたが、依然として、やっぱり変わらないのが集落の関係だと思います。多分、今の子供たちがもう少し大きくなれば変わっていくのかもしれませんが、なかなかその部分が難しい。実は議員からのご質問があって、私、うちの役場の女性陣に聞いたんです。男女の格差はどこにあるか教えてくれると。また、未来ミーティングのときも言われたんですけれども、男はいいと。何がいいかと言ったら、消防団しょっちゅう行って飲み会すると言うんです。我々何もそんなの無いと。昔は何でしたっけ、女性の会じゃなしに（「婦人会」の声あり）婦人会とかあって、多分集まりがあったんですが今何もない、という話をされる方もおられれば、やっぱり、依然として男は外、女はうちという、そういう習慣がある中で、とりわけ、例えばそういういろんな役に立候補するというのが、すごく世間の目から見るとやりづらい環境にあるということだと思います。補助金出す、出さないという部分じゃなしに、むしろ、そういう意識をどういうふうに変革していったらいいのかということがすごく重要になってくると思います。今おっしゃった事例、私、中身承知しておりませんが、確実に、様々な場面で女性が参画してもらった方がいろんないい知恵が出ると思いますから、今の事例も含めまして、どんな形で、とりわけ、地域集落が変われば多分変わると思いますので、どんなことができるのかというのはちょっと研究していきたいなと思っているところです。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君）

村長からもお話ありましたが、やはり地域の、特に集落ですとか地域の中でのそういう男女格差というのが、一番アンケート結果等からも大きいんじゃないかなと思われま。私もいろいろ考えてみたんですが、まだまだ、男系世襲制度というんでしょうか、跡取りは男の子だよというような考え方。それからもう一つは、跡取りがいれば女性のお子さんたち、あるいは次男、三男のお子さんたちは、もう当然のように村を離れるという見えないルールみたいなのがありまして、せっかく村立の保育園、村立の小中学校、それから県立、一部は私立の高校も受けられると思えますけれども、皆さんの税金で立派な青少年を育てて。ですが、全部首都圏をはじめとしたところに吸い取られてしまっているというのが今の現状かと思えます。これは、やはり一人一人の考え方、今言った私の男系の世襲とか、もうそういう今まで常識だったと思うようなことを全部根底から考え直す時期なんじゃないかなと感じております。次男、三男、あるいは女性の方でも村に愛着を持ってここで暮らしたいと思う人も少なからずいると思いますので、そういう方々には独身者向けの住宅ですとか、そういうものも将来的に考えていただきたいと思えますし、また、そこからそんなに勤め口がなければ近隣の市町村に勤めていただくというような、新たに、子育て世帯だけでなく独身の方々、ここを卒業したり専門学校、大学を卒業した方も村に残っていただくような、あるいは

一定期間出たとしても、あなた方はいつでも迎える用意はあるよというような村であってほしいなと思っておりますので、村長はじめその辺りも、今後行政の中で検討をしていただければと思っております。

それから、すみません、長くなりましたが、もう一つ事例を紹介させてもらって、もう一つ再質問をさせていただきます。

これも「地方議会人」という冊子の5月号からの引用ですが、先ほどご紹介した男女平等ランキング2位の北欧のフィンランドという国がございますが、その男性の国会議員の弁として次のような言葉がございました。私たちも40年ほど前は今の日本と同じような状況でした。私たちも、女性の政治参画推進運動というものは女性が女性のためにする運動だと思っていました。しかし、実際はそれは違いました。それから40年がたち女性首相も誕生し、女性が社会で活躍すること、それを可能とした社会環境の大きな改革の先にある今の社会で私たち男性も生きています。その社会の中で、男性も女性と同じように人生のより大きな充実感が得られていることに気づきました。ということでございます。また、女性の政治参画、社会参画を日本でも推進することは、日本の社会の生活の質をもう1段高いレベルに引き上げることにつながりますというふうに述べられておりました。ご案内のように、このフィンランドという国は男女平等が非常に進んでおりまして、参考文献によりますと、110年前に参政権と被選挙権を同時に女性に与えたという世界初の取組をやった国だそうでございますが、その国でも、僅か40年前までは今の日本と同じような状況だったということでございます。

私たちの関川村も、今は男女共同参画がある面では進んでいますけれども、ある面では遅れているというのが現実ですけれども、やはり世界の中の北欧の取組、今日本ではどの自治体も人口減少、少子化に苦しんでいるわけですけれども、だからといって、その横並びでいいんだということではないかと思えます。やはり、1,700余りの自治体があるわけですが、その中で、やはり関川村は関川村の独自の取組をしていくことが大切だと思いますし、その取組というのは、私は、やはり男女共同参画ということが一番残された重要な手段であると思えます。学識経験者の中には、日本の生活を1段上げるためには男女共同参画しかないというふうに断言していらっしゃる専門家もおります。

そこで、最後にもう1点お聞きしますが、私、平成31年の3月議会で村長に一般質問させていただきました。本村における男女共同参画の推進状況についてということで、そのときの加藤村長からいただきました答弁なんですが、その時点で、新潟県内の男女共同参画計画の策定率は66%です。町村では聖籠町のみです。計画策定自体が目的になってしまって、計画ができた後はあまり効果が期待できないのではないかと。男女共同参画はどのように村民の意識を変えていくか、計画づくりとは別の手法で実質的な取組の中で、役場の果たすべき役割について検討していきたいというご答弁でありました。ここで、改めてお願いといいますか提案なんですが、やはり、着実に男女共

同参画を進めるには、計画というものは非常に大切であろうと思います。ぜひ、その計画を策定に向けて村長が先頭に立っていただいて、男女共同参画の必要性を訴えていただき、息の長い取組を通じて村民の意識を変えていくことが最善と私は考えているところでございます。繰り返しの質問になりますけれども、再度、男女共同参画の計画の検討についての可能性をお聞きしたいと思います。

また、事例の中でありました聖籠町ですが、こちらは、やはり町村で1つの策定町村ですが、13名の議員のうち5名が女性議員という現状でございますし、また議会の中でも、非常に子育てとか教育の分野で活発な意見が女性議員から出されているというような現実もでございます。再度、計画づくりの検討についての村長の今の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 役所でよく起こりがちなのが、今もそうですけれども国から様々な指示が来て、何とかの計画を作れば補助金を出すとか、まず計画、計画で、計画ばかりです。職員はその計画を一生懸命作って、計画が終わればできたと次の仕事するわけです。それじゃ意味ないんだろうなど。やっぱり、計画があればそれを実行しなきゃならないということがあって、私はあまり、計画づくりよりも計画で目的とすることをいかに効率的に仕事をするのかということに力点を置きたいという意味もあって。聖籠町の計画が果たして効果があったのか、計画があるなしによってどう変わったのかということをやっぱり検証して、いやこれがあったからこう進んだということであれば、それは見習うべきだと思いますので、そこをよく研究していきたいと思います。私、今とりわけ、冒頭に議員おっしゃったとおり若い世代がどんどん減少していくと。特に女性の問題、これは男女共同参画というよりも、その現象自身がすごく深刻な問題で、会議で、未来ミーティング等で、さっきおっしゃったとおり若い人に聞くと、男性ですけれども「村長、ここあれだよ、長男が家継いで女と次男以降は出るのが普通なんだ。だから、そんな定住、定住なんて言ってもそういうもんなんだから」とおっしゃっていました。私自身驚いたんですけれども、一方で女性の人の話聞きますと「村長、昔は女性が働く場があったけれども、今はもうないんだわね」という話もあります。私が今、特に思っているのが、せっかく、おっしゃったように金かけて優秀な学校に出して、村外、県外出して、帰ってくるときに村で働く場所がないとなってくる。一番男女平等なのが、私はITだと思っています。パソコン1つだと女性のすごく繊細な能力が活かされるころだと思っていて、製造業だとかとなると、多分、男女的に格差が出てしまったりしますけれども、IT環境はすごくそういうのいいと思っていて、もしそういうものが村に根づいてくれば、女性も外に出なくても女性のキャリアを生かしながら村で定着できるということだと思いますから、そういう自分たちがここで生活の糧を得るという取組と、あとは、そういうものがどんどん発達していくと、多分昔の、男が外で働いて奥さんは中で家事をするというようなものもなくなってくると思います。多分、北

欧は男女平等については、もうほとんど男性も女性も平等に働いているというところがやっぱり大きいのかなと思いますから、そういった面での取組と、あとは意識改革、両方とも進めていかなきゃならないなと思っています。ご指摘の計画づくりについては聖籠町によく伺いながら、それが実際どうだったのかというのは、私どもとしては検証というか検討していきたいなと思っています。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君）

最後にご答弁いただいたITの関係、一番男女が格差がなく取り組める分野であろうということとは全く同感でございますし、ちょっと余談になりますけれども、私の会社の中にも女性のスタッフがおりますが、その人たちにパソコンでいろんな情報発信をしてもらっております。非常にスキルが高いということで、私も非常にありがたく思っているんですが、そういう分野での女性の活躍の場、男女問わず活躍の場を、ぜひ村のほうでも施策の重点分野として取り組んでいただきたいと思っています。そのことと、それから我々一人一人が意識改革をして、今まで、もう高校卒業したらうちを出るといような、そういうこと自体から考える必要があろうかと思っておりますので、それを皆様をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊秀雄君） それでは、11時35分まで休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、2番、近 壽太郎さん。

○2番（近 壽太郎君） 2番、近です。

私は、人口ビジョンの検証ということで二、三質問させていただきます。

平成27年度に関川村人口ビジョンが策定されまして7年目を迎え、令和3年2月に後期ビジョンとして改定されまして1年が経過しました。この間、様々な施策を講じてきておりますけれども、そう短時間で効果が出るということは難しいことであろうかと思っておりますけれども、人口減少には歯止めがかからず今日に至っています。人口ビジョンでは、早急に歯止めをかける取組が必要であり、早ければ早いほど後々の人口減少幅を抑えることができるとあります。また、人口ビジョンは村の総合計画や総合戦略に大きく関わる構想であり、かけ離れた推定値は、小さい我が村の将来には大きな影響を及ぼすこととなります。改めて人口ビジョンを検証し、是正すべきは早急に取り組むべきと考え、以下の質問をいたします。

1つ目、3月定例会議で、伊藤議員の質問に人口ビジョンで取り組んだ事業の検証を行うと答弁していますが、その結果を伺います。

2つ目、村の人口を長期的に安定させるためには、出生率の向上と社会減対策、特に若年層の流出に歯止めをかけることに早急に取り組むことが必要であるとあります。全くそのとおりでございますが、令和4年3月現在の生産年齢人口、15歳から64歳までの人は2,478人、構成比では48%で、50%を切っております。20歳から39歳の女性の人口は361人、直近10年の平均では年間約20人近くが減少しています。また、小中学生の児童生徒数の2045年の推計数を示しておりますが、直近5年間の平均出生数が年間20人程度、令和3年度では14人であることなどを勘案すると、人口ビジョンで示した推定数とはかけ離れており、社人研の推計に近づいています。ここで示した各推計値の根拠を伺います。

3つ目、3月定例会で、これも伊藤議員の答弁で村民と問題意識の共有を図るとありましたが、具体的にどのような方法で共有に取り組んでいくのか伺います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 近議員のご質問に順次お答えいたします。

まず初めに、人口ビジョンで取り組んだ事業の検証についてです。これまで取り組んでまいりました個々の事業については、毎年度、予算査定の段階で既存事業の実施状況や成果、次年度に向けた新たな事業の必要性など定性的な検証を行うとともに、村民の皆様のご意見もお聞きしつつ予算編成を行っているところでございます。転出抑制策につきましては、今年度は県外に通学する大学生等を財政支援することによって進学を契機とした転出を抑制しようと、通学定期券購入助成事業の対象者を大学生や専門学校生まで拡充しました。また、転入促進策としては、村の将来を支える人材を呼び込むことを目的とした関川村ファミリー等移住支援金を創設しました。令和3年度までは、首都圏からの移住者のみをターゲットにした制度しかありませんでしたが、過去の実績を見ると首都圏以外からの定住移住者も半数程度あることから、県外からの移住者支援策として、今年度新たに創設したものでございます。今後も、引き続き世の中の動向を踏まえながら事業の検証を行いつつ、様々な施策を総動員することによって、引き続き人口減少対策に取り組んでまいります。

次に、人口ビジョンの推定値の根拠についてですが、人口ビジョンの推定値は、2015年の国勢調査の結果と社人研の調査結果等をもとに推計しておりますが、村が目標とする特殊合計出生率と社会減を抑制する対策を行うことで若者層の社会減を抑制することを加味して推計したものでございます。合計特殊出生率は、女性が一生のうちで産む子供の数を数値化したものであり、2013年から2017年の1.47に対して、子育て支援策を実施することによって2030年に2.1、2040年には2.0に上昇させることを目的に掲げております。また、社会減対策としましては、若者に選ばれる村づくりを推進することによって、社人研の推定値に対して2025年には8割に抑制、2045年には5割に抑制することを目標として掲げているものでございます。

次に、出生数の減少など人口減少に関わる問題意識の共有についてでございますけれども、村民

の皆様が集まる会議、例えば区長会議や総合振興審議会など、各種会議の場を通じて村の状況を伝えるほか、広報せきかわなど村の情報発信の機会を通じて、村民の皆様伝えていく考えであります。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） 1つ目の再質問をさせていただきますけれども、確かに、村長が3月定例会の伊藤議員に対して行った答弁のおおりに思うんですけれども、この問題に取り組むということは、体制、それは行政だけではどうしようもないところもあると思うんです。やっぱり、我々の世代は家を守るという、そういった観点から、親や祖父母から家を継ぐことの大切さを教えられて育ってきました。それが、半世紀余りの時間の流れの中で社会現象の中でタブー化されて、子供の中に家を継ぐという選択肢は薄れて都会へと流れていったというような、今までの経過があったわけですけれども、関川村を合併せずに、きらりと光る村づくりを目指してきましたけれども、今直面しているのは、村そのものの存続が危ぶまれていること。今、それに対して求められていることは関川村という家、家族を、行政と村民が総力で守るということだと思えます。やれることは全てやるという気概を持って取り組むことを、改めて村長から言っていただきたいんですが、お願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 先ほども伊藤議員のところでもお答えさせていただきましたけれども、現実的な数字を見ますと10年前の20代、30代の若者、4割減ってきています。だから6割しか今いない、3百何十人という状況です。家を守るとかいろいろありますけれども、この人口減少を極力抑制するには、そういった若者層をいかに村に定着させるか。これは人口減抑制もそうですし、地域機能の維持、集落機能の維持でもそうですけれども、極めて大事なことであります。一番いいのは、関川村から東京に行った人がまた帰って来るといったようなパターンが一番いいと思いますし、もしそれが無理であれば、そういう若年層の方々が関川村に魅力を持って、興味を持ってここで住んでみようという方々がいて、新旧一緒になりながらこの村をよくしていくということだと思います。そういう意味で、先ほどの関川村ファミリー等移住支援金というのを創設したというのはそういう意味でございまして、あと、さっきも議論をしましたがけれども、よく言われるのは「村長、関川にいても働くところがないじゃない」あるいは「交通の便が悪い、買物不便だ」と。買物不便とか交通の便はなかなかできないけれども、それに代わるような、もっと魅力をつけなきゃならないということに取り組んでいるわけでございます。やっぱり一つは働く場、そして、もう一つは自然を中心とした都会から来た方々の魅力度のアップ、こういうものを、地道ですけれども取り組むことによって、この地域のよさが見直されると思っています。昨日も民間の方とお会いしましたがけれども、会う方、会う方、東京の方から聞くと、ここが自然とか歴史、要は今まで安易に開発されたような

地域と違ってそういう魅力があるという方がおっしゃいます。そういうような方々に、取り組む中でこの地域の魅力度をどうやってアップさせるかと。そういうような、結構回り道になりますけれども、そういったことを進めながら、この村の魅力を高めていく中で若者定住を図っていくという取組が大事なのかなと思っています。先ほどITの話をしましたけれども、先般、県の東京事務所の企業誘致のセクションと意見交換したんですが、今もう企業、工場を誘致するとかそういうところは全然なくて、ほとんどITだそうです。ITはなぜ来たいかという、一つは、やっぱり東京での人材不足というのがあるのと、もう一つは、別に東京じゃなくても田舎でゆっくり仕事できるねという意味での田舎への進出、そういったところの希望が今すごく大きくなっているということで情報交換したんですけれども、そういうようなものも取り込みながら、これまでの村の延長線上じゃなしに、もう少し魅力度、自然とか環境の魅力度と、あとは働き場の魅力度というのを、時間がかかりますけれども、取り組むことによって極力人口減少のベクトルの傾きを穏やかにしていきたいなと思っているところです。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君）

村長の人口減少に対する強烈的な姿勢がよく現れていたと思います。かといっても、人口ビジョンで示されている推定値が社人研の推定値に近づいてしまっている現状。まずは、この現状を村民に周知すると。共有するということなんですけれども、まずは周知をしていただくということと、それに対して今後の方針や対策を示したようなパンフレットみたいな冊子を作成して、そのことについて深く理解をしてもらう。先ほどの小澤議員の脱炭素のところでも村民との合意形成ということが言っておられましたけれども、まさに、そのことが必要なんじゃないかなと私は思っております。そして、そういう冊子などを使って、先ほど村長が言われましたようにコミュニティーとか区長会議とか、または学校教育の現場とか、子育て世代などで一緒になって取り組み、考えてもらう。そういうことは村長自身では考えておられますか。お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） まさに、人口ビジョンという形でまとめましたのが、今後の目標値、そして、それを実現するためにどんなアプローチをするのかということをもとめて公表しているわけですから、もう既に冊子になっているといえは冊子になっている。1つは、子育て環境をしっかり整備をしようという柱、そして若者に選ばれる村づくり、転出抑制という部分もありますし、あと都市部との交流と、こういった柱の中で目標値のために努力をしますと。それにぶら下がる事業というのがそれぞれ幾つかありますよというのは、前回議会で説明をさせていただいています。あれが全てでオーケーなわけじゃありませんけれども、この人口減対策というのは1つの施策でできるものじゃありませんから、総合的な取組が必要です。そういう意味でビジョンを作成したという

ことですし、あと、ビジョンと社人研のがかけ離れているというのは、もともと、かけ離れている目標値を定めています。それに向けていかに努力するかということなので、実績と合っていないかというのは行政の努力不足かもしれませんけれども、何もしなければ社人研の数字になるわけです。何もしない計画なら社人研のままにしておいて、きっちり合っているね、この計画正しいねとなっちゃうけれども、それだと挑戦にならないので、あえて目標値を高く掲げて、この何十年間の中でそれを努力しようという、そういうスキームで考えているわけでございます。

引き続き、人口減少対策については様々な課と連携を図りながら、施策総動員で、これからも進めていきたい村の最重要課題と考えているところです。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君）

いずれにしても、取組については、先ほども言いましたように行政だけでは無理な部分もあると思うんです。やはり皆さんが総力を挙げて、村民一丸となって取り組むような施策を期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） それでは、13時まで休憩いたします。

午 11 時 5 4 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。

保育園の2園体制の見直しについて。村長の施政方針の施設の統合の中で「村の出生数の減少傾向や施設の老朽化、保育士の確保等課題がある中、よりよい保育環境の実現を目指し、下関・大島の2園体制の見直しについて具体的に検討を進めることとする」とありますが、今後どのようなスケジュールで進めていくのかをお聞きします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 加藤議員の質問にお答えいたします。

女川保育園の閉園直後の平成27年4月1日現在の児童者数は両園合わせて141名でしたが、本年4月1日現在では下関保育園が85名、大島保育園が32名の117名となっています。令和3年度までの出生数などから令和6年度の園児数を想定いたしますと、両園合わせまして80から90名程度になるという見込みであります。下関保育園の定員が120名、大島保育園の定員が45名ですので、令和6年度では下関保育園だけで園児を預かることが十分できるようになります。子供の成長を考えますと、小さいうちからたくさんの友達や保育士と関わるのが社会性の発展を促し、より豊かな人間理解

へとつながると言われており、保育園統合は、こうした保育の観点からも有効なため、令和6年4月に現在の下関保育園の施設を使用し、両園を統合する予定であります。保護者に対しましては、6月中旬に説明会を開催するとともに、統合に向けた施設改修を令和5年度中に完了させる予定で、現在、所要の準備を進めているところであり、村民の皆様に対しましては、広報誌などを通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 今ほどのご答弁で、令和5年度に改修を終えるというふうにお聞きしました。どのような改修が必要と見込まれるのか、また耐震等の心配もあろうかと思いますが、その辺りをお聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 令和5年度における改修、現在のところでございますけれども、3歳以上の園児と未満児、こちらが今、大きい遊戯室で一緒に遊ぶことがあって、危険な場面も時折あるということですので、それを解消するために既存の保育室と廊下を改修しまして、小遊戯室、主に未満児が遊べる遊戯室の整備をしたいと考えております。また一般家庭でのトイレ、こちらの方の洋式化がかなり進んできているということで、保育園の方は今、洋式のトイレも一部あるんですけれども、和式トイレがかなり残っているということで、そちらの方を洋式化するというのと、それに伴いまして、トイレの床を少し衛生面を向上させるような床に変えるようなことで考えております。

耐震化の関係でございますけれども、下関保育園の方は昭和56年に建設されました鉄筋コンクリート造りの建物と、あと平成18年に未満児棟ということで増設、こちら鉄筋コンクリート造りになっております昭和56年建設ではありますけれども、その前から昭和56年の耐震基準がどのようになるかというのが分かっていたものですから、昭和56年の耐震基準に合う形で設計されて建設されております。中学校ですとか役場庁舎、こちらの方を耐震診断して補強工事を行った際には、下関保育園は昭和56年の耐震基準を満たしているということで耐震診断の必要はないということで、当時、耐震診断を行われておりません。そのため、今回この統合に際しましても、耐震化ですとか大規模な改修ということは今現在予定しておりません。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君）

統合によるメリットでしょうか、小学校入学時に不安は軽減されると思います。逆に、保育園を統合したときに両園の園児が一緒にとということになりますけれども、この辺の不安は、解消されるような何か対策は考えていらっしゃるかお聞きをします。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 現在も、年長児においては小学校統合後、小学校が1つになるという事で、年長児が相互に行き来して交流する機会を設けております。令和5年度においては、年長児だけでなくほかの園児も、どちらかという大島保育園から下関保育園に出かけていくような形で交流したり、あと下関保育園の施設にも慣れてもらうような、そのような取組を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 今回は、今後将来、少子化に向けて保育園の統合ということは致し方ないというふうに理解しますし、必要な改修をしながら、保護者の皆さんの理解の下、子供たちが安心して通園できるように進めていただくことをお願いしたいと思います。

最後になりますが、令和6年に統合後の現在の大島保育園の使用については、施設の老朽化というお話もあった中で、解体をしていく予定なのか、また、どんなふうに使っていくことは考えていらっしゃるのかをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 大島保育園は昭和44年の造りということで、あれを本格的に使うということは、なかなか難しい状況かなど。一時的に何かの避難的に使うことはあり得るかもしれませんが、難しい状況です。あの場所が大島の地域、結構比較的がいいところ。お店も近いし駅も近い、雪も少ないというところですから、地理的にはすごくいいところですので、今後どう使っていくかというのは、ほかの遊休施設も含めてですけれども、今、具体的に決めているわけではありませんけれども、どんな使い方がいいかというのは、これから検討を進めていきたいということでございまして、今、その後どうするかを決めているわけではございません。

○議長（渡邊秀雄君） これで一般質問を終わります。

日程第5、報告第6号 公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況報告について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第5、報告第6号 公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君）

最初にお諮りいたします報告第6号は、公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況の報告についてであります。

地方自治法第243条の3第2項によりまして、資本金などの2分の1以上を出資している財団法人や株式会社などは、その経営状況を議会に報告することとなっております。例年のおり、関川村自然環境管理公社から関係書類が村長宛に提出されましたので、この関係書類をもって報告するも

のでございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

以前も、この管理公社の件で質問させてもらったことがあるんですけども、あの当時始まったのが社会教育施設、今まで村で管理していたものを全部管理公社に委託して管理してもらう、その時点で1回質問させてもらったら、もう管理公社は、その時点では村民からの苦情もないし、いろいろまくいっていると、そういう返事ももらいました。今回も、また新たに社会体育施設とかそういう村の施設を、社会教育施設を管理公社へ追加で委託されているわけですけども、直接多分村へは、使用されている村民の方からは、いろんな意見は直接は多分入ってこないような状態になっていると思います。そんな中で、村と管理公社が、管理している管理公社とのそういうやり取りというのは、どのような形にされているか聞かせてください。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 管理公社の様々なミーティング等が内部でやられていますけれども、私の方には、そういった中でお客さん等からの要望とか、あるいは修繕等が必要な箇所とか、その辺に付いての内部の議論があり、それに対する対応を管理公社がどうするかというようなことの報告は、月に1回上がってきております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 定期的な、例えば意見交換会するとか情報を村で収集するとか、そういうのは定期的にはやっていないわけですか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問でございますけれども、管理公社に、私も出かけて行っているいろいろなお話をさせていただいております。ただ、その中では、そういった社会教育施設のようなところでの要望なり、そういったものをいただいているというところがまだ聞こえてきておりませんので、なお、いろいろな利用者の方々にご意見をいただきながら検討していきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） できれば、やっぱり定期的とか、ある程度村からかけ合いで管理公社へ、何かいろんな話ないとか、そういうのを聞く機会をぜひ持ってもらいたい。多分、ちょっとした問題があっても村へ入ってこないような問題も管理公社では受けている可能性もあるわけですね。そんな中で、やっぱりああいふ立派な施設あるのに、村民のための施設を村民が気持ちよく使えるよ

うな形でやってもらいたいと思います。

それから、別の件なんですけれども、高瀬で村営の畑ありますよね。あれの今の使用率、お願いします。何人が使用しているのか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問ですが、高瀬の、湯沢、高瀬（「湯沢になるのか」の声あり）湯沢の方で（「温泉橋の上流の」の声あり）温泉橋の上流側（「上流の畑」の声あり）上流側については、今の利用者はいないような状況で、管理公社で草刈りとか維持管理的なところをしている状態です。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） ということは、あそこへ村営の畑があるだけで、今草刈りは5万円ぐらいかかっているわけですよね。そういうのは返還するということはできないわけですか。大体これ使わないのに5万円もかけて草刈り、年間5万円かけて草刈りしているわけだ。国に返還すれば、多分国で全部草刈りすると思うんですけれども。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 今のところ返還については考えておりません。観光地も近くにあるものですから、できれば、花とかそういったもので観光資源として生かされるようなものとしてでも、何か使えればなというふうに考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 数字のトータルのところの確認をさせてもらいたいんですけれども、4ページのところなんですけど、上の表が公益目的事業のほう、ずっときた中のトータルだと思いますし、その下が収益目的事業というふうになっております。上のほうの表、公益目的事業から見ますと、収入が1億4,900万円強、支出が1億5,500万円、差額が540万円強の赤字といたしますか、三角になっております。下の表ですが、これは収益目的事業ですから、公社で収益を上げるための事業だと思いますけれども、これが収入が1,500万円、支出が960万円、差額が541万9,029円ということで、この公益目的事業の三角の分を、約541万9,029円を収益目的事業で補填といたしますか、差引きゼロになっているわけです。それで、上のほうの公益目的事業の表の一番下に、精算として総額1,731万9,884円を関川村へ返納となっております。これらを要約しますと、公益目的事業の赤字を収益目的事業で補填して、かつ1,700万円強を、村から一旦委託費として受けたものを経営努力あるいは経費削減で1,700万円を村へ返したと、そういう理解でよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問でございますけれども、ほぼお見込みのとおりでよろしいかと思うんですが、ただ若干違うところは、収益目的事業で黒字になった分を公益会計事業の

方に振り向けて、そこで当初に1,731万9,000円返したというのは、それを充当した後に返還できる分を全て村の方に、委託料としてもらった分を返還するというような形を取っております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） そうしますと、返還、精算としての返還1,700万円というのは、当初このぐらいかかる予定だったものが、削減とか節約によって減った部分が1,700万円ですと、そういう理解で。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） そうですね。その委託料としていただいたものが、必要なくなった分を全てお返ししたというような形です。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 8番の平田です。

1ページの事業報告書の中で、中間あたりに万木山森林公園とありますけれども、今、行く道路も通行止めになっているのかなと感じましたんですけれども、現状の管理どのようにやっているのかお聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問ですが、ご指摘のとおり通行止め等なっておりませんので、実際には、こちらのほうの維持管理というのはなかなか手つかずのような状態になっております。つまり、村からの委託の内容には万木山公園も入っているんですけれども、実際の万木山公園での作業とかはしていないという状況です。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第6、議案第48号 関川村村営特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第6、関川村村営特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第48号は、関川村村営特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例でございます。

これは、政令の一部改正に合わせまして村の条例の一部を改正するものでございます。

詳細は建設課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 議案第48号の詳細を説明します。

今回の改正は、国の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部が改正され、入

居資格要件に里子と同居する者が追加されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたものです。

新旧対照表をご覧ください。

第6条第1項第1号に里子を加え、第3号の親族を親族等に、第9条の同居親族を同居親族等にそれぞれ改めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第48号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第49号 村上市との定住自立圏形成協定の変更締結について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第7、議案第49号 村上市との定住自立圏形成協定の変更締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第49号は、村上市との定住自立圏形成協定の変更締結についてでございます。

これは、令和4年3月31日をもって村上高等職業訓練校が廃校となったため、協定書の記載から削除するものでございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第49号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第50号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第3号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第8、議案第50号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第50号は、令和4年度関川村一般会計補正予算（第3号）でございます。

これは、職員の人事異動に伴う職員給与費の調整のほか、今後必要となる追加事業について経費の補正を行うものでございます。

詳細は総務課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 第3号の一般会計補正予算、説明させていただきます。

第1条では、歳入歳出予算の補正でございます。8,770万円を追加いたしまして、予算総額47億8,530万円とするというものであります。

第2条では、地方債の補正でございます。

12ページをお願いいたします。

12ページ、歳出でございます。

村長説明にもございましたとおり、人事異動の職員配置替えによります人件費の増減を計上してございます。議会費の職員給与費もその一つでございますが、人事異動に伴います補正は説明を省略させていただきます。

それでは、13ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費でございますが、一番上の委託料であります。システム設定委託料として252万4,000円。これは住基システムの関係でありますけれども、自治体情報システムの標準化の作業が必要だということでありまして、具体的には外字のコードを全国仕様に統一するといった作業でございます。

7目の地域振興費であります。まず、7節の諸謝金であります。地球温暖化対策会議の外部有識者の謝金ということで7万5,000円あります。それから、旅費で費用弁償で1万5,000円を計上してございます。職員等の普通旅費につきましては、脱炭素の用務ということで59万7,000円です。委託料です。下関駅の業務委託でございますが、管理公社に委託しているわけでありまして、その職員が休暇の際、代わりの方をお願いする必要がございます。その場合の代わりの方の賃金相当ということで52万9,000円を計上させていただきました。

18節の補助金でございます。村づくり総合推進事業補助金780万円。宝くじ助成の関係でありまして、4集落でございます。備品、主なものをご紹介します。下関で240万円、テント、テーブル。桂180万円、エアコン、テレビ、冷蔵庫。金丸120万円、エアコン、テーブル。歙江沢240万円、エアコン、テレビ、冷蔵庫でございます。

それから、飛ばしまして15ページお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費です。住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費ということですが、18節の給付金にございますように対象世帯に10万円ずつ配る国の事業でございます。予算上は100世帯計上しておりまして、1,000万円あります。そのほか事務費も計上されておりまして、需用費で3万円、役務費4万円、委託費100万円でございます。

2目の老人福祉総務費です。県の支出金の精算返還金がございます。5万円です。27節の繰出金は、介護保険事業への繰出金でございます。537万3,000円です。事務費の繰出金としてマイナスの30万円でございます。この中に、村長冒頭ご挨拶の中でありました過年度の賦課誤りの関係で還付金10万円を含んでおります。人事異動に伴いますものがマイナス40万円ありますが、この賦課誤りの件がありますので、10万円をここに寄せましてマイナスの30万円という表示になってございます。

それから、3目の社会福祉施設費です。ゆうあいのトイレエアコン設置工事で130万円です。ゆう

あいの床暖房設備が故障いたしまして、トイレは温める術がないということでエアコンを設置するものでございます。ヒートショックを防止するというところでございます。

4目の心身障害者福祉費であります。地域生活支援事業委託料ということで220万円。制度の拡充と利用者の増ということでございます。

2項児童福祉費です。子育て世帯生活支援特別給付金事業費ということで、まず初めに事務費が計上されてございますが、需用費で34万7,000円、役務費3万5,000円。

次のページ行きまして、委託料で24万2,000円です。給付金250万円、これにつきましては該当の世帯に5万円を支給するというものでございまして、50人分予算計上してございます。

それから、4款衛生費1項保健衛生費です。

18ページの2目保健推進費でございまして、健診業務電算委託料、システム改修ということで70万4,000円でございます。

それから、3目の予防費であります。新型コロナウイルスワクチンの接種の関係で4回目の接種です。医療機関への協力謝金が100万円。それから、健康管理システムの改修で70万4,000円、予防接種委託料が546万5,000円、接種券の作成業務委託で94万2,000円それぞれ計上してございます。

19ページです。

2項清掃費、ごみ袋の印刷ということで624万3,000円を計上してございます。

それから、5款農林水産業費1項農業費です。一番下の工事請負費でございまして、の～むのトイレ改修ということで130万円です。コロナの交付金を活用いたしまして洋式化にするということでございます。

6款商工労働費1項商工観光費です。工事請負費、観光情報センターのエアコン設置工事1,200万円。これもコロナの交付金を活用いたしましての事業でございまして。それから、土地購入ということで386万6,000円です。これは、旧みのり荘の土地でございまして、令和2年度に既に土地開発基金で取得したものでございます。道の駅の周辺整備が今年度終了するというところで、それに合わせて一般会計で買い戻すというための予算でございまして。

それから、21ページです。

7款土木費2項の道路橋梁費です。工事請負費として1,700万円。歴史館の前と、の～むのわきから小学校までの間の村道の補修工事ということでございます。

8款の消消費につきましては、消火栓の移設取替工事負担金100万円です。これは、コラッシュのわきにあります砂利のところ一角に消火栓がございまして、その移設でございまして。過疎債を活用しての事業でございまして。

9款教育費2項小学校費です。会計年度任用職員の報酬に不足があるということで33万4,000円です。

それから、23ページです。

4項社会教育費で一番下に消耗品というのがございます。75万円。これは抗原検査のキットの購入費でありまして、使い道としては、成人式の参加者、あるいはお盆に帰省する学生に事前に検査をして安心して帰ってきてもらおうというものでございます。それらの郵便料として15万円も計上してございます。

2目の社会教育施設費です。修繕料で55万円。村民会館の非常用発電機バッテリー取替えの修繕であります。それから、工事で安角ふれあい自然の家のトイレ改修ということで、コロナの交付金を活用しての450万円でございます。草刈り機購入6万6,000円。せきかわ歴史とみちの館の修繕につきましては、高圧機中開閉器取替修繕ということで100万円計上してございます。

25ページです。

5項保健体育費ということで、料金に不足があるということで2万3,000円。それから、給食材料費の負担で110万円。こちらは、小中学校の給食費、食材等が高くなっているというための対策でございます。1食当たり20円を支援するというのでの予算計上でございます。

続いて、7ページお願いいたします。

7ページ、第2表、地方債補正でございます。商工観光債、これはみのり荘の跡地の土地の買戻しの関係で380万円の増ということでございます。過疎債であります。それから消防債、これは消火栓の移設工事で100万円の増ということで過疎債でございます。

8ページから歳入でございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金です。低所得者保険料軽減国庫負担金5万円、介護保険事業の国の負担2分の1分でございます。それから、新型コロナウイルスワクチンの接種対策費ということで546万5,000円。それから、国庫補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,980万円。それから、デジタル基盤改革支援国庫補助金252万4,000円。標準システムの標準化の関係でございます。地域生活支援事業国庫補助金110万円。日中一時支援事業の関係で国の2分の1の補助でございます。住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費国庫補助金、10万円支給の関係でございます。5万円を支給いたします子育て世帯生活支援特別給付金事業国庫補助金、こちらが250万円。事務費で62万4,000円です。保育士等処遇改善臨時特例交付金60万3,000円。これにつきましては、歳出予算には今出ておりませんが、コロナの経済対策ということで保育士などの給与アップの要請が国からございました。それで、昨年度途中で補正予算にて対応させていただきましたけれども、今年度分につきましては、この交付金が4月から9月分、国からあるということで予算計上をさせていただいたというものでございます。

9ページお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種体制確立確保の補助金ということで264万6,000円です。

それから、15款県支出金です。低所得者保険料軽減県負担金2万5,000円。介護保険事業の県の負担分4分の1でございます。地域生活支援事業県補助金、日中一時支援事業の関係で県の4分の1の補助でございます。

18款の繰入金でございます。越後下関駅管理事業基金繰入金50万円。駅の管理のための基金を一部取り崩すということでございます。他会計繰入金ということで、介護保険事業会計から過年度の精算ということで400万円の収入でございます。

19款は、前年度の繰越金で2,359万円です。

11ページです。

20款諸収入で、コミュニティ助成事業交付金、宝くじ助成の関係であります、780万円。それから、低所得者保険料軽減国県負担金の過年度収入が5万3,000円でございます。

21款の村債につきましては、地方債の補正で説明させていただいたとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。

1個ずつお願いします。

まず、最初に13ページ、地域振興費12節の委託料で、越後下関駅業務委託料52万9,000円。これ、人数何人ですか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） 代替で来ていただく職員は1人です。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 25ページ、給食費のところですね。18節の説明の2番、10の2のところですね。給食材料費負担金110万円、1食20円当たりということなんですけれども、これ昨日からニュースで話題になっています。新発田市議会でも、当初に給食材料が高騰した分全額市のほうで補うというニュースになっていた件と同じだと思うんですが、1食20円の負担で、まず食糧費の値上げの分がカバーできているのかどうかということと、各家庭の負担分はどういうふうになっているのかの説明をお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 今ほどのご質問に1つずつお答えします。

まず、値上げによる負担について、今回値上げになっていきますので、その分の保護者負担をこちらのほうで軽減するために1食20円としておりますが、計算上は実際10円から15円くらいの間なんです、この後の値上げも、もしかしたらあるかもしれないということで、計算上1食20円でお願

いしたいと思っております。

家庭負担については今までどおり同じでして、1食、小学校の方で290円、中学校の方は335円。これが、今ほど言っています1食当たり20円にすると、小学校の方が予定で305円程度になりますけれども、一応20円の負担を村が持つということで考えておりますし、中学校の方も335円から352円、こちらの分も、今ほど言ったような村での負担として考えておまして、その根拠となりますのが、学校給食の基本物資売渡し価格というのがありまして、その推計を見まして20円というふうに決めました。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 一般的に物価指数の見込みの中で、4月の値上げのほか、9月にもそれぞれ小麦料金ですとか食用油の値上がりも既に計画されているわけなんですけれども、今後も上がった分は全部補助をして家庭負担のない方向でやっていくというお考えですか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 今現在は、20円の中で収まるというふうに考えておりますけれども、今後の物価高によりましては、その辺も考えていかなければいけないのかなとは思っていますが、まだ先の話になると思いますので、そのときにまた協議させていただきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木です。

13ページ、地域振興費のところの村づくり総合推進事業費補助金ということで、例年ですと250万円くらいだったというような記憶なんですけど、今回4集落ということで、いつもは1集落かな。それは、今回何か要綱が変わったということで多くなったんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） 今ほどのご質問にお答えします。

特に要綱が変わったということはございませんで、4集落が今回の宝くじ助成ということで内示を受けておるものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは16ページ、生活支援ハウス（ゆうあい）管理費ということで、床暖房が壊れたということで、床暖房をやめてエアコンに変えるということでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） こちらの床暖房なんですけど、トイレだけでなくほかの部屋も一体の床暖房になってございまして、今回その床暖房が故障したわけなんですけれども、どこが故障しているかというのが分からないと。それを調査したりするにしても、全部床を剥いで調査したりし

なければならぬということで、いってみれば床暖房をやり直すくらいの経費がかかってしまうということでもあります。そのほかの部屋につきましては、エアコンなどで暖房を取れるわけなんですけれども、トイレの方、暖房設備が床暖房しかないということで、ヒートショックを防ぐためにトイレにもエアコンをつけて対応したいということでもあります。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） ということは、このエアコンは何台なんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） ちょっとトイレの方、たしか3か所ぐらいあるかと思ってはいたんですが、エアコンの台数まで今手元に資料がありませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 同じくエアコンの質問ですが、20ページの観光施設整備費、これ1,200万円のエアコンの工事ということですが、先ほどのエアコンから比べると10倍近く違うということで、キュービクルか何かの工事も入っての話でしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） 観光情報センターについては、今、現段階についているのは集中型のエアコンで管理をしておいたわけですが、現在使用できない状況でございます。天井が高く、非常に能力の高いものを複数台入れなければいけないということになっておりまして、入れ替えや他の工事を行うのではなくて入り口付近、それから奥、それと、つり下げ式という格好での設置が今予定されてございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 21ページ、道路橋梁費維持費ですか。工事請負費で1,700万円、これ歴史館前の道路の補修ということでしたけれども、これ前に、以前質問させていただいた子供の通学路の関連の工事でしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 鈴木議員の質問にお答えします。

そのようになります。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、計画どおりに歴史館の前にバスを止めて、そこから歩かせる、その安全を確保するための工事ということで、解釈でよろしいでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） 当初、歴史館前でバス停を設けて、そこで全ての子供を降ろす予定

でございましたが、子供の安全等々のことを考え、バス会社とも協議をさせていただき、小学校の脇までバスを持っていけないかということで、そちらの方にバス停を設けるという想定で工事を進めていただくことになっています。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） その通学路の変更之际して、たしか教育長のほうから最終の答弁のほうで、きちっと協議会を立ち上げて、そこで協議してというような回答いただいているんですけども、その協議はされないで、もうそれやっちゃうということですか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） バス停の変更であり、通学路の変更とは考えておりません。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） バスの停車位置が変わると、通学路の変更ではないんですか。（「議長、休憩動議」の声あり）

○議長（渡邊秀雄君） 賛成の方、賛成あと1人いないと。（「賛成」の声あり）

しばらく休憩します。

午後1時53分 休憩

午後1時59分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

健康福祉課長から発言の申し出がありましたので、これ許可します。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 先ほどのゆうあいのトイレに関するエアコンの台数でございますけれども、利用者用のトイレ1か所に1台設置するという予定でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 先ほどの通学路の変更ですけれども、小学校については、学校の敷地隣接場所までの乗り入れになりますので、現在のところからの変更にはなりますが、安全確保できるということで、協議会といいますか、そういうのを立ち上げるつもりは私の方としてはありません。ただ、中学校の方が、今は歴史館前の大型バスの停留所を建設しましたが、そちらで降りるということで今後協議を進めていくこととしております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） でしたら、それも進めていただいて、今後何か問題出ないように、関係各所とよく話し合いを持たれていただきまして安全に進めていただきたいと、そういうふうに考えており

ますので、お願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 今ほど課長が、小学校の方の協議会は必要と考えていないという発言しましたが、小中一緒の、今までの、今回の通学路も教育委員会と学校等が共に協議して設定したものと受け止めていますので、通学路の変更も含めて、小中一緒の協議会になるものと今想定しております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、15ページ、住民非課税世帯等臨時特別給付金1,000万円、それ以外にもいろいろ給付金あるんですけども、今ちまたで非常に報道されております、ある自治体で4,630万円1人に振り込んでしまって大騒ぎしておりますが、関川村においては、こういった振込に対してどういったチェック体制、また、今回の事件において見直しとかあったのかどうか教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（荒木好子君） お答えします。

会計室におきましては、今2人の職員で会計処理を行っております、それぞれチェックをしております。今回、振込4,000万円ということで振り込みましたけれども、うちの村ではフロッピーで指定金融機関に渡しておりますけれども、1人の方に4,000万円というような、口座まで記載して振り込むというような処理は行われておりませんので、大丈夫です。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 13ページお願いします。先ほど小澤議員からの質問もあったんですけども、12の委託料です。越後下関駅業務委託料で、先ほど人数は1人ですということで、休暇に伴う代替の方のということですが、休暇の分を新たな人に回せば多少何か手当の部分で増額にはなるんでしょうけれども、52万円というと比較的大きな金額なので、どうして代替なのにこの金額がかかるのか教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） お答えします。

有給休暇を消化してお休みいただいて、この方、病気の関係での長期の療養が必要になったということで、代替の方を1人頼む関係で計算をしましたところ、52万9,000円になったという形になります。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君）

もう1点なんですが、その上のシステム設定委託料、これ住基システム、外字コードの関係とい

うご説明でしたが、村では今度D Xの担当の方が来られて職務に当たられているわけですが、この部分もそうなんですが、ほかにもシステムの改修というのは今までもありましたし今後も出てくるんだろうと思いますけれども、新しいD X担当の方に、こういう新たな委託料のチェックとか、確認とか、そんなような工程は新たにしてもらっているものなのか、その辺り教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） お答えいたします。

場面場面でD X担当で来られた方に相談したり、この金額どうだろうねということを知いたり、ほかにもやり方どうだろうねということを知いたりして、アドバイスをいただいている事例もございますし、相談をしながら、人材活用しながら進めているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 24ページなんですけど、14節工事請負費なんですけど、安角ふれあい自然の家トイレ改修工事、内容ちょっと分かったら教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） ご質問にお答えします。

安角ふれあい自然の家のトイレ改修工事ですが、現在の和式のトイレ、男女それぞれ2基ずつを洋式に変えるものでございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 大半皆さん聞いてくれたので、2点だけお聞きします。

20ページの観光情報センターのエアコンの関係ですね。1,200万円で3基購入するということなんですけれども、3基とも取り替えるような格好、それとも新設が1基、2基とか入っているのか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） 集中型のものに取り替えるのではなくて、新たにこれを設置するという形で進めたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 三、四日前ですか、私ラジオ聞いていて、結構、これも臨時交付金、コロナの関係ですよ。100%国から補助が来るということなんですけれども、補助来るのはいいんですけども、その内容が全国的に結構非難の声がいっぱいあるというようなこと言っていましたけれども、具体的に10か所ぐらい挙げて言っていましたけれども、この場合の理由というのは、ここでどんなことでコロナの交付金に入るよという、その説明内容を教えてもらいたいですけれども。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） これまでの従来型のエアコンにつきましては、昔ながらのというも

のでございますし、現在、このコロナに対応した空気清浄というかそういった部分、換気機能という部分等も意識しながら、今情報センターの方は「にゃ〜む」という形で呼ばせていただいて、猫ちぐらの会の皆さんにご利用いただいたり、あの中をイベントスペースとして活用するなどやっております。また、遊具設置後にはあそこが大きな休憩室としても見込まれるということで、人の出入りという部分を意識して、今回エアコンの整備をして、感染症対策にもつながるエアコンの整備という形で捉えております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 分かりました。

もう1点、24ページの安角ふれあい自然の家トイレ改修工事ですけれども、これも100%国、県の補助になっているんですけれども、内容はやっぱりコロナの関係なんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） そのとおりです。コロナの関係です。（「いいです」の声あり）

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 先ほどの、の〜むの前の道路改修の件で鈴木議員が質問した答弁で、鈴木議員が同じ質問をもう1回やったときに、3月に鈴木議員が一般質問して、通学路の安全を図るために、地域、保護者、それから学校関係との協議会を立ち上げますと教育長が答弁しているわけですよ。小学校に関しては、バスを学校の敷地まで乗り入れる計画なので通学路と違いますよという教育課長の答弁なんですけれども、教育長が、その問題に関して、地域、保護者、学校と協議をしながら進めていきますよという部分が抜けているような気がするんですよ、教育長。それを、鈴木議員が質問しているところに対しての答弁になっていないんじゃないかなというふうに受けたものですから、今住民の方もしっかり聞いていますので、教育長、もう1回きっちり答弁してください。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 当初は、歴史館脇にバス停として、そこから小学校、中学校まで歩いて行くということを想定しておりましたが、より安全性を高めるために、小学生については小学校脇までバスが乗り入れるという方向で、今進んでおります。これについて、そうなった経緯や安全性について、また中学生も含めて、保護者、地域に説明する機会を、協議会を立ち上げてやることを考えております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第50号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

それでは、2時25分まで休憩いたします。

午後2時13分 休憩

午後2時25分 再開

○議長(渡邊秀雄君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9、議案第51号 令和4年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(渡邊秀雄君) 日程第9、議案第51号 令和4年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第51号は、令和4年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

具体的な内容につきましては健康福祉課参事に説明させます。よろしく申し上げます。

○議長(渡邊秀雄君) 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事(佐藤恵子君) 議案第51号 令和4年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれに4,570万円を追加し、総額を10億3,130万円とするものです。

初めに、歳出から説明いたします。

406ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費2節給料、3節職員手当等合わせて40万円の減ですが、職員の人事異動

による減となります。

2項徴収費1目賦課徴収費22節償還金利子及び割引料10万円ですが、村長説明でもありました保険料賦課徴収の誤りによる返還金となります。

407ページをお開きください。

4款1項1目センター運営事業費2節給料、3節職員手当等合わせて550万円の増ですが、職員の配置による増となります。

6款1項2目償還金22節介護保険過年度分返還金3,650万円の増です。国、県に返還する過年度返還金は一般会計を通じて返還するものとなります。

続きまして、408ページ。

6款2項1目一般会計繰出金400万円は、令和3年度事業の精算により、一般会計へ繰り出しするものです。

続きまして、歳入です。404ページをお開きください。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料1節現年度特別徴収保険料17万3,000円の減です。低所得者に対する保険料軽減繰入金の増により保険料を減額するものです。

4款1項2目地域支援事業支援交付金2節過年度交付金7万2,000円の増となります。

405ページにお進みください。

7款1項一般会計繰入金2目その他繰入金1節事務費繰入金30万円の減です。人事異動による職員給与分の減が40万円、賦課誤りによる保険料返還金10万円の増額により、合わせて30万円の減となります。

すみません。ページ数間違えて申し訳ありません。これまでの説明が404ページでした。申し訳ありません。

405ページ。

5目地域包括支援センター事務費繰入金550万円の増。包括支援センター職員給与になります。

6目低所得者保険料軽減繰入金、現年度、過年度合わせて17万3,000円の増です。

8款1項1目繰越金42万8,000円の増です。これまでの説明以外についての繰越金で対応するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 406ページをお願いします。徴収費の中の保険料返還金、朝の村長の説明にありました部分がこちらになるかと思えます。今ほど、福祉課参事のほうからも一通り説明はあったんですが、なぜこういうふうになったのかというところの詳細の説明をお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（佐藤恵子君） 平成24年4月1日、国の法改正におきまして、介護保険法第200条の2が新設されまして、賦課決定の2年間という期間制限が設けられました。この2年間で2年度と誤って徴収をしていたものです。今回の対象者は、年度途中で修正申告をされた方で、その方の確認が不十分でした。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 平成24年度に法改正があった年に、過去2年間というのを2年度というところの勘違いとか誤りがあって徴収して、あと25年度、26年度はそういったのがなく通常の徴収ができていたのが、今回たまたま見つかったと、こういうことでよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（佐藤恵子君） すみません、25年度と言ったかもしれませんが、27年の4月1日の法改正でして、それ以後、こちらで全部調べましたところ、対象者が見つかったというものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

この件に関して、保険料を払っている被保険者からの申出があって、初めて村は気づいたわけですか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 村の方で把握した経緯でございますけれども、一番最初に、ほかの市町村で同じ賦課誤りがあったということで新聞報道がございました。そこでは、システムの都合というふうなことで載っていたんですけれども、たまたま村と同じシステムを使っている、報道発表があった市町村とまた別なところから、関川村も自分のところと同じシステム使っているけれども、同様の賦課誤りあるんじゃないですかというふうなことで問合せがありまして、それで調べて分かったというふうなところでございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） この、間違った大本はどこにあるんですか。前は、村の介護保険で一時関川村が全国で1番だと、そんな話あって、その後、見直し甘かったという話もありまして、この介護保険には相当気を遣って今徴収しているのかなと思ったんですけれども、またこういう、村が起こした種でなければいいんだけど、それまで気づかないというのは何かどこかに要因あるんじゃないかなと思うんですけれども。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） まず一つは、システムを過信していたと、職員が過信していたというのが一つございます。先ほど説明がありましたように、2年というのを2年度という誤り、システム上では、なかなかその2年という定義を設定できないということで、2年度というようなシステム処理の設定がされていたところ、そこがまず職員が分かっていたいなかったというのが一つございます。あと、法改正というところで、またその2年と2年度という認識が職員の方できちんとできていなかったために、追加の納付書が出てきたときのチェックがきちんとできていなかったというところが原因かと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 金額10万円になっていますけれども、何人分でしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（佐藤恵子君） 追加徴収が3名で8万1,900円、還付が1名で2万2,700円です。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 申し訳ございません。今のお答え、ちょっと訂正をさせていただきます。誤って追加徴収してしまった方は3名でございます。それで、金額は10万円までは満たないんですけども、今回10万円ということで予算を上げさせていただいた形でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近壽太郎さん。

○2番（近壽太郎君） 2番、近です。

今回のこの事案なんですけれども、普通、一般にこういうミスがあった場合は再発防止策を立てると思うんですけれども、どのような再発防止の対策をなされましたか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） まず、先ほど言ったような原因でございますので、職員には法改正などがあった場合は、きちんと法の理解、制度の理解をするということで徹底させたいと思いますし、また、システム任せにならないように、出てきた結果をきちんとまたチェックするというようなことで、対応を今考えております。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第51号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第52号 令和4年度関川村簡易水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(渡邊秀雄君) 日程第10、議案第52号 令和4年度関川村簡易水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第52号は、令和4年度関川村簡易水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

具体的な内容につきましては建設課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 建設課長。

○建設課長(河内信幸君) 議案第52号、令和4年度関川村簡易水道事業会計補正予算(第1号)について詳細を説明します。

消火栓の移設、取替え工事を受託することに伴いまして、第3条に定めた営業収益、営業費用にそれぞれ100万円の増額をお願いするものです。

901ページをご覧ください。

収入、第1款第1項営業収益、支出、第1款第1項営業費用にそれぞれ100万円を追加し、営業収益を総額1億801万4,000円。営業費用を総額1億8,365万3,000円とするものです。

裏面の902ページをご覧ください。

支出から説明します。

1款1項3目受託工事費ですが、道の駅リニューアル事業の駐車場整備工事に伴い、支障となる消火栓1基を移設、取替えする工事費100万円を増額し、950万円とするものです。

収入について説明します。

1款1項2目受託工事費収益ですが、今ほど説明しました消火栓の移設、取替えに係る費用を一般会計から負担金として収納するために100万円を増額し、950万円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第52号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第52号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午後2時41分 散 会